

新型コロナワクチン関連情報

【問合せ】区新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎03(4333)8907・☎0570(012)440(ナビダイヤル)・FAX050(3852)1343へ。

8月16日～11月18日のうち34日間(2回目含む) 東京ドームに 3区合同ワクチン接種会場を開設します

新宿区・文京区・港区の3区合同で、東京ドーム(文京区後楽1-3-61)にワクチン接種会場を開設します。

【対象】区から発送されるクーポン券(接種券)をお持ちの満12歳以上、各実施日に付き800名程度

※12歳～15歳の方は、電話(下記コールセンター)での予約のみ受け付けます。接種当日は保護者が同伴してください。

【開設日時】8月16日(月)・17日(火)・18日(水)・19日(木)・20日(金)・27日(金)、9月3日(金)、いずれも午前9時～午後2時

※2回目の接種は4週間後の同会場・同時帯を予定しており、1回目の接種希望日を選択すると、自動的に割り当てられます。

※10月以降の日程は決まり次第、新宿区ホームページ等でお知らせします。

【予約開始日時】8月10日(火)午前8時30分から

【使用するワクチン】ファイザー社製ワクチン

【予約方法】

- ▶インターネット(パソコン・スマートフォン)で予約
ワクチン接種予約サイト
☞<https://vaccine-info-shinjuku.org/> ▲予約サイト
- ▶電話で予約(ワクチン接種の問い合わせもこちらへ)
区新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎03(4333)8907・☎0570(012)440(ナビダイヤル)
午前8時30分～午後7時(土・日曜日、祝日等を含む)
FAX050(3852)1343(聴覚に障害のある方等向け)



9月25日(土)まで 国の大規模接種センターの 開設期間が延長されました

◆7月29日接種分から
受付開始時期が変更になりました

- ▶月～水曜日…次の木～日曜日接種分の予約を受け付け
- ▶木～日曜日…次の月～水曜日接種分の予約を受け付け

【接種会場】大手町合同庁舎3号館(千代田区大手町1-3-3)

【予約方法】

- ▶インターネット・LINEで予約
予約サイト
☞<https://www.vaccine.mrso.jp/>
- ▶電話で予約
**自衛隊東京大規模接種センター
専用お問い合わせ・予約窓口**
☎0570(056)730
午前7時～午後9時(土・日曜日、祝日等を含む)



▲インターネット予約



▲LINE予約

8月以降のワクチン接種新規予約について

- ▶現在、区の集団接種、地域の医療機関の個別接種ともに、新規の予約を一時休止しています(キャンセルによる予約枠の追加は随時行います)。
- ▶8月中旬までの間は、1回目の接種が既に済んでいる方の2回目の接種を確実に済ませることを優先していきます。
- ▶区の集団接種の新規予約を再開できる見込みが立ちましたら、新宿区ホームページ等でお知らせします。

❗**ワクチン不足や予約についてのお問い合わせ等が各診療所等へ集中し診療に影響が出ています。ご意見・お問い合わせは区へお寄せください。**

海外へ渡航する方へ 新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書を発行しています

区では、海外へ渡航する下記の方を対象に「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」を発行しています。受け取りには区への申請が必要です。申請方法・提出書類等詳しくは、新宿区ホームページ(右図二次元コード)でご案内しています。

【申請できる方】次のいずれかに該当する方

- ▶区が発行した接種券(クーポン券)を用いて新型コロナワクチンを接種した、▶接種日時時点で新宿区に住民票がある(あった)



地域で安心して暮らし続けられるように

成年後見制度をご活用ください

認知症・知的障害・精神障害などにより、判断能力が十分でない方の権利を守るための、民法に基づく制度です。すでに判断能力が不十分な方のための「法定後見制度」と、将来の不安に備えて本人があらかじめ後見人を選ぶ「任意後見制度」があります。「法定後見制度」は、本人の判断能力の状態に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの分類があります。

家庭裁判所が、申し立てに基づき親族・専門家(弁護士等)・市民後見人・法人(社会福祉協議会等)などから成年後見人等を決定し、財産の管理や生活・医療・介護・福祉に関わる契約などをお手伝いできるようにします。



成年後見人は次のようなことをお手伝いします

▶財産の管理

通帳をなくしたり、お金の管理ができない…



本人の資産や収支状況を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行い、資産を安全に管理します。

▶生活・医療・介護・福祉に関わる契約

施設入所や福祉サービスの契約が難しい…



本人がその人らしい生活を送るため、介護サービスの利用や施設への入所契約などを本人に代わって行います。

★お困りの方は区成年後見センター(右上記)へ
お気軽にご相談ください

ご相談は新宿区成年後見センターへ

☎(5273)4522・FAX(5273)3082
高田馬場1-17-20(区社会福祉協議会内)
月～金曜日午前8時30分～午後5時

- ◆弁護士・司法書士・社会福祉士の専門相談(要予約)
【相談日時】▶月曜日…司法書士、▶水曜日…弁護士、▶金曜日…社会福祉士
※時間はいずれも午後1時～2時、午後2時30分～3時30分
- ◆区社会福祉協議会が法人として成年後見人等になりお手伝いします
区成年後見センター(区社会福祉協議会内)に担当職員を配置し、必要な支援を行います。詳しくは、お問い合わせください。同センターホームページ(<http://www.shinjuku-shakyo.jp>)でもご案内しています。

成年後見制度の利用に必要な費用を助成しています

制度の利用を開始する際に必要な家庭裁判所への申立費用と、利用開始後の成年後見人等に対する報酬を助成しています。助成には、財産や収入等の要件があります。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)3517・FAX(3209)9948へ。

★市民後見人として制度を支える担い手になりませんか

市民後見人は、地域の身近な立場で成年後見活動を行う一般市民の方です。区社会福祉協議会の監督のもと、弁護士等の専門家や親族と同様に財産の管理や契約締結などのお手伝いをします。

区の養成講習を修了した方が市民後見人として活動できます。あなたの力を地域の成年後見人として生かしてみませんか。市民後見人養成基礎講習・事前説明会の開催日程や申し込み方法等詳しくは、新宿区ホームページ等でお知らせします。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係へ。



▲オンラインで話を聞く市民後見人